

夏休み緊急助成



■ 緊急助成

夏休み期間中に孤立するリスクが高い子ども、高齢者、障がい者、経済的困窮者を支援する福祉団体を応援します。

■ 助成金額 1団体30万円以内

■ 対象経費 必要な活動費や備品整備

■ 募集締切 7月31日(水)

■ 助成決定までの手順

- ① 助成決定は令和6年8月に通知します。
- ② 助成金の費用は精算払いになります。

※社会情勢及び寄付の状況によって延長する可能性があります。

■ 連絡先(お問い合わせ先)

社会福祉法人 福井県共同募金会

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター内

TEL: 0776-22-1657 FAX: 0776-22-3093

HP: <http://akaihane-fukui.jp/> E-mail: akaihane@mx2.fctv.ne.jp



助 成 要 項

社会福祉法人 福井県共同募金会

1 目 的

夏休み期間中は、家庭や学校とのつながりが薄れ、子どもたちが孤立するリスクが高まります。また、近年の気候変動による猛暑や豪雨が影響し、一人暮らしの高齢者や障がい者の活動が制限されることから、体調が著しく損なわれることが多くなります。

これらの人々の社会的孤立が深刻にならないため、コミュニティや関係機関との連携を強化し、孤立を防ぐための緊急助成を実施します。

2 助成対象事業

- ① 経済的困窮者への緊急支援
- ② 地域で孤独・孤立問題が起こらない社会にするための活動

【助成事業例】

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・ひとり親家庭の子ども達や不登校の生徒を対象にした学習支援
- ・生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配付する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問など）
- ・学校や地域住民、福祉団体等が子ども達と一緒に取り組む地域福祉教育等

3 助成対象外事業

次の事業は対象にはなりません

- ・活動の対価として報酬を受けたり営利の為に行う事業
- ・他の補助金や助成金との重複や公的補助の対象になる事業
- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業

4 助成金額 1団体30万円以内

5 対象経費 ボランティア活動に要する費用

- ・ボランティア活動に要する機材・工具類の購入または借上げ、事務消耗品費
- ・食材の購入および機材・食器類の購入または借上げ等

※高額な備品等については、自己資金が必要であったり、対象外になる場合があります

6 事業期間 令和6年8月1日～9月20日までに実施する事業

7 申請締切 令和6年7月31日(水)

助成申請の募集は公募で行います。詳しくは本会のホームページでお知らせします。

申請書は、締切までに所定の様式で本会の窓口まで提出してください。

申請書や要項は本会ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードできない場合には、事務局まで、電話、FAX、メールで送付先の住所、宛名、電話番号をお知らせください。折り返し助成申請書をお送りします。

8 申請書の添付書類

助成申請書 会則・役員名簿 事業計画書・予算書 事業報告書・決算書

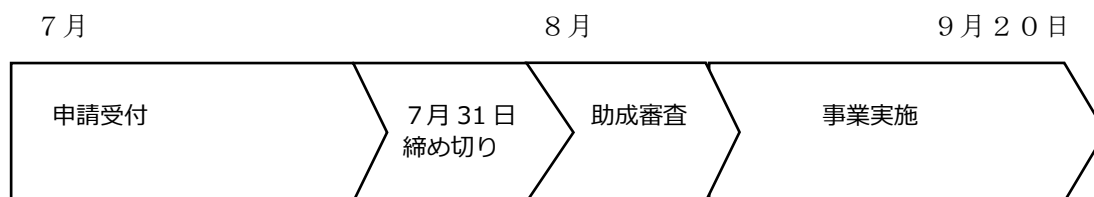
※添付できない書類がある場合は事務局までご相談ください

9 助成決定までの手順

助成決定は令和6年8月に助成決定を通知します

助成金は精算払いになります。

(助成スケジュール)



10 地域ニーズの把握

刻々と変化する課題や地域ニーズを把握し、関係者間と情報を共有し、課題解決に向けたネットワークを形成することを目指すとともに、新しい地域ニーズに反映し助成できるよう随時助成要項を改正し対応します。

11 寄付金の募集

期間中、このキャンペーンの主旨に賛同し協力いただける個人や団体から寄付金を受け付けます。詳しくは「福祉活動応援キャンペーン実施要項」をご覧ください

12 連絡先(お問い合わせ先)

社会福祉法人 福井県共同募金会

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター内

TEL: 0776-22-1657 FAX: 0776-22-3093

HP: <http://akaihane-fukui.jp/> E-mail: akaihane@mx2.fctv.ne.jp

※相談は、電話とメール等で対応させていただきます。



「赤い羽根共同募金」とは

共同募金は、戦後間もない昭和 22（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉法に基づき、現在は地域福祉の推進のために活用されています。社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の活動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。

